

仕 様 書

1 件 名 平成 30 年度新技術創出交流会 技術アピールシート集及び参加者名簿の印刷・発送

2 概 要

(公財) 東京都中小企業振興公社多摩支社では、今後成長が見込まれる、健康・医療、環境・エネルギー、危機管理等の成長産業分野において、中小企業の技術・製品開発支援や、新分野への参入を促進する「広域多摩イノベーションプラットフォーム」事業を実施しているところである。当該事業において実施する、新技術創出交流会は都内中小企業と大手企業・大学・研究機関との技術連携や共同開発のきっかけ作りを目指す多摩地域最大級のイベント（個別面談会・製品展示会）である。

個別面談会ではエントリーされた中小企業から技術アピールシートを冊子(下記 仕様内容①)にし、大手企業に配布。大手企業はその中から面談する中小企業を選択し、選択された企業のみが記載された参加者名簿(下記 仕様内容②)を当日配布する（技術アピールシートの内容は技術アピールシート集と参加者名簿で同一）本契約は当該事業における技術アピールシート集及び参加者名簿の印刷、発送である。

(参考:平成 29 年度技術アピールシート集電子ブック版 https://www.technology-tama.jp/tama/H29_ebook/)

3 仕様内容

	種 別	ページ数	発注部数
①	技術アピールシート集	500 ページ (※)	350 部
②	参加者名簿	300 ページ(※)	1,500 部

※ページ数は上限であり、実際の発注ページ数は申込状況に準ずる。

・仕様詳細

①技術アピールシート集

- (1) 仕上がり：本文サイズ：A4 判（天地 297mm×左右 210mm）
- (2) 色 数：4C/4C
- (3) 製 本：クルミ製本
- (4) 用 紙：表紙 アートポスト 139kg
本文 上質 44.5kg
- (5) 目次と索引：巻頭に目次、巻末に索引を公社の指示に従い制作すること
- (6) 原稿入稿日：平成 30 年 5 月 28 日（月）予定
- (7) 校 正：校正 2 回以上
- (8) 納 品：下記項目 4 に記載

②参加者名簿

- (1) 仕上がり：本文サイズ：A4 判（天地 297mm×左右 210mm）
- (2) 色 数：4C/4C
- (3) 製 本：クルミ製本
- (4) 用 紙：表紙 アートポスト 139kg

本文 上質 44.5kg

- (5) 目次と索引：巻頭に目次、巻末に索引を公社の指示に従い制作すること
- (6) 原稿入稿日：平成 30 年 8 月 17 日（金）予定
- (7) 校 正：校正 2 回以上
- (8) 納 品：下記項目 4 に記載

4 納 品

納品物	部数	納品場所	納品日
①技術アピールシート集（冊子）	①-②で送付した冊数	(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 〒196-0033 東京都昭島市東町 3-6-1 ☎ 042-500-3901	平成 30 年 6 月 13 日（水）
②技術アピールシート集（冊子）	発送先に応じ 1~2 冊	指定箇所 120 箇所（都内・都外）	同上
③技術アピールシート集（電子データ）	CD-ROM 1 枚	(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 〒196-0033 東京都昭島市東町 3-6-1 ☎ 042-500-3901	平成 30 年 6 月 11 日（月）
④参加者名簿（冊子）	50 部	(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 〒196-0033 東京都昭島市東町 3-6-1 ☎ 042-500-3901	平成 30 年 9 月 4 日（火）
⑤参加者名簿（冊子）	1,450 部	パレスホテル立川 4 階 ローズルーム 〒190-0012 東京都立川市曙町 2-40-15 ☎ 042-527-1111	平成 30 年 9 月 18 日（火）
⑥参加者名簿（電子データ）	CD-ROM 1 枚	(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 〒196-0033 東京都昭島市東町 3-6-1 ☎ 042-500-3901	平成 30 年 9 月 4 日（火）

5 注意事項

- (1) 請求書の送付先は、(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社とする。
- (2) 本契約の履行にあたっては納品までのスケジュールを作成の上、遅滞なく作業を進めること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び履行に際して不明な点が生じた場合は、下記「9」記載の担当者との協議の上、その指示に従うこと。

6 履行期限

平成 30 年 9 月 18 日（火）

7 支払方法

履行完了を確認後、請求書の受領日から 30 日以内に指定口座へ振り込むこととする。

8 その他

(1) 再委託の取り扱い

- ① 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得た場合はこの限りでない。
- ② この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(2) 所有権・著作権等の帰属

本委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作人格権を行使しないものとする。

(3) 契約事項の順守・守秘義務

- ① 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- ② 本契約業務の履行により知り得た個人情報 は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙1「個人情報の特記に関する特記事項」を遵守すること。

(4) 損害賠償責任

受託者及び業務従事者が、故意又は過失により、公社又は第三者に損害を与えた場合、公社の責に帰する場合は、その賠償責任を負うこととする。

また、公社が賠償責任を負った場合で、受託者側の責任も認められる場合には、公社は求償権を行使することができる。

(5) 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項については、別紙2に定めるところによる。

(6) 環境に良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を順守すること。

- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合のための確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること、

(7) 契約情報の公開

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

① 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

② 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨申し出ることができる。

(8) その他

- ① この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めること。
- ② 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務履行に必要となる一切の経費を含むこととする。
- ③ 常に、最新ウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

9 公社担当者

公益財団法人東京都中小企業振興公社

総合支援部 多摩支社 石川・蛭間

電話 042-500-3901